

○經濟產業省告示第三百五号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十六日

経済産業大臣
世耕
弘成

二の表の第1の三の9の(1)に掲げる国を除く国又は地域の中「2309・10」を「23・09」に改め、「2309・90」を削る。

二の条の第1の三の9の(2)に掲げる国又は地域を除く国又は地域(当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)の項及び三の9の(6)に掲げる国又は地域を除く国又は地域(当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)の項を次のように改める。

三の 9 の (2) に掲げる国又は地域を除く国又は地域	0302・35 0302・91—2	くろまぐろ (大西洋又は地中海において蕃養された生鮮又は冷蔵のトウマス・テイマスに限る。)
------------------------------	----------------------	---

(当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)	0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2	
三の 9 の (2) に掲げる国又は地域を除く国又は地域 (当該国又は地域を原産地とする場合に限る。)	0302・36 0302・91—2 0302・99—1 0302・99—2—(2) 0304・49—2 0304・59—2	みなみまぐろ (生鮮又は冷蔵のみなみまぐろに限る。)

「0302・91」及び「0303・90」

「」の第 1 の中華人民共和国、北朝鮮及び台湾の国

「0303・91」及び「0303・99」

三の7の(1)のイの表二九〇三・八二の項の次に次のように加える。

二九〇三・八三	ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇 ^{二,六} ・〇 ^{三,九} ・〇 ^{四,八} 」デカン（別名マイレックス。）
---------	---

三の7の(1)のイの表二九〇三・八九の項中「、ドデカクロロペンタシクロ「五・三・〇・〇^{二,六}・〇^{三,九}・〇^{四,八}」

デカン（別名マイレックス。）」を削る。

三の7の(1)のイの表二九〇三・九二の項の次に次のように加える。

二九〇三・九三	ペンタクロロベンゼン
二九〇三・九四	ヘキサブロモビフェニル

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項中「、ポリ塩化ナフタレン」を「及びポリ塩化ナフタレン」に改め、「、ペンタクロロベンゼン及びヘキサブロモビフェニル」を削る。

三の7の(1)のイの表二九〇三・九九の項の次に次のように加える。

二九〇四・三一	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名PFOS。）
二九〇四・三二	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）アンモニウム

二九〇四・三三	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）リチウム
二九〇四・三四	ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）カリウム
二九〇四・三五	その他のペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）塩

三の7の(1)のイの表の関税率表の番号等の欄中「二九〇四・九〇」を「二九〇四・三六」に改め、二九〇

四・三六の項中「ペルフルオロ（オクタン――スルホン酸）（別名P F O S。）又はその塩及び」を削る。

三の7の(1)のイの表の関税率表の番号等の欄中「二九一〇・九〇」を「二九一〇・五〇」に、「二九一四

・七〇」を「二九一四・七一」に、「二九二〇・九〇」を「二九二〇・三〇」に、「三八二四・九〇」を「

三八二四・九九」に改める。

三の7の(12)の表を次のように改める。

国・地域	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	〇三〇六・一四	冷凍したかに
	〇三〇六・九三	その他のかに（冷凍したものに限る。）

	一六〇五・一〇	かに調製品（気密容器入りのもの又は米を含むものを除く。）
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・一四	冷凍したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）
	〇三〇六・九三―二	その他のかに（冷凍したもののうち、たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）

三の 7 の (12) の表の (注) 中 「冷凍したかに（関税率表第 〇三〇六・一四号に掲げるもの）」の下に「、その他のかに（関税率表第 〇三〇六・九三号に掲げるもののうち、冷凍したものに限る。）」を加える。

三の 8 の (9) の表を次のように改める。

国・地域	貨 物		提出書類
	関税率表の番号等	貨 物 名	
ロシア	〇三〇六・三三二	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに	ロシア政府が発給した証明書の原本

	〇三〇六・九三	その他のかに（冷凍してないものに限る。）	
ロシアを除く国又は地域	〇三〇六・三三	生きている、生鮮の及び冷蔵したかに（たらばがに、ずわいがに又はけがにに限る。）	原産地を証明する書類等

三の 8 の (9) の表の (注) 中 「冷凍してないかに」 を 「生きている、生鮮の及び冷蔵したかに」 に、 「第〇三〇六・二四号」 を 「第〇三〇六・三三号」 に改め、 「に掲げるもの」 の下に 「並びにその他のかに（関税率表第〇三〇六・九三号に掲げるものうち、冷凍してないものに限る。）」 を加える。

附 則

（経過措置）

第一条 この告示の施行前に輸入貿易管理規則第二条第二項の規定により交付された輸入承認証及びこの告示の施行前にこの告示による改正前の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の三の 7 の規定によりされた確認につ

いては、この告示の施行後も、なおその効力を有する。